

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

人と自然が調和した交流文化のまちづくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、関市、郡上市

3. 地域再生計画の区域

郡上市の全域及び関市の区域の一部（板取地区、洞戸地区）

4. 地域再生計画の目標

郡上市及び関市板取、洞戸地区は、岐阜県のほぼ中央に位置しており、郡上市は平成16年3月1日に旧郡上郡の7町村の合併により誕生した地域で、総面積は1,030.79k m²、約90%が森林で覆われ可住地は約9.4%の典型的な農山村地域である。関市板取地区は総面積187k m²で、その約98%を急峻な地形の森林が占め、関市洞戸地区は総面積40k m²で、その約90%を森林が占める典型的な山村地域である。

本計画の主となる郡上市は、山地や河川など豊かな自然をソフト・ハード両面から保全し、住民及び来訪者が安らぎと潤いを感じる環境づくりを推進するとともに、市内外および地域間を連携する道路交通のネットワークの形成を図り、ひと・もの・情報が交流する「自然と共生する持続可能なまちづくり」を進めている。また、既存産業、地域資源、人、道の駅などの交流拠点施設等を生かした「自立型産業のまちづくり」を目指している。

このため、道路網の効率的な整備により、市内各地域の連携を促進するインフラ整備、農林業をはじめとする地域に根ざした産業の振興を図るとともに観光交流産業の活性化を目指した「人と自然が調和した、交流文化のまち「郡上」づくり」を推進する。

また、関市板取、洞戸地区は、自然災害防止のための機能保全を視野に入れた総合的な土地利用計画を策定し整備を進めており、市として平成17年8月に「関市・人にやさしい森林づくり30年構想」を策定し、災害に強く市民協働による森林づくりを推進するとともに、農林産物生産の体験、自然に癒される体験などを通じた滞在型観光地域を目指している。

このため、郡上市と連携し道路網の効率的な整備を図ることにより、森林整備を推進し上流地域として森林の多面的機能を高めるとともに、農林業をはじめとする地域に根ざした産業の振興を図る。

- (目標1) 農林道を整備することによる農林業の振興
(地域農業の振興 農産物直売所の販売額の5%増) 301百万円
(20年度) → 317百万円 (26年度)
(年間利用間伐実施面積 10%増加) 15ha → 17ha (関市板取地区)
(年間利用間伐実施面積 10%増加) 70ha → 77ha (関市洞戸地区)
(年間利用間伐実施面積 30%増加) 140ha → 182ha (郡上市)
- (目標2) 広域農道沿線及び市道沿線の住環境及び農業基盤満足度の増加
(満足度アンケート (H27に実施) H22時点より「良い」の10%
増加)
- (目標3) 交流人口、流動人口の増加
(道の駅立ち寄り客数 5%増加) 1,394千人 (20年度) →
1,464千人 (26年度)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

郡上市の市内主要幹線を結ぶ、既設道路の老朽化路線を改良（拡幅・舗装・側溝整備等）することにより安全で安心して通行できる道路整備を行い東海北陸自動車道・国道・県道へのアクセスを確保し、交流人口の増加を図るとともに、各地域の地域交通ネットワークを確立する。

また、郡上市の白鳥町・大和町・八幡町を結ぶ「郡上南部広域営農団地農道」の未整備区間を集中的に整備して事業効果の早期発現を図ることにより、農産物の物流効率化等による農業振興を図るとともに、地域の移動時間短縮による地域連携の強化及び交流促進基盤の確立による観光産業の振興を図る。

さらに、郡上市及び関市板取、洞戸地区の景観と自然環境に優れた森林地域を選定して林道網を整備し、森林へのアクセスを改良することで森林施業の効率化と間伐事業の促進を図るとともに、森林空間を活用した保健休養の場としての利用を促進する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市 道： 道路法に規定する市道に認定済み。
「市道五町・有坂線、市道小野区内9号線他、市道戸屋野線、

市道中万場・上万場線、市道正神路線、市道大島・越佐線、
市道向小駄良上島線、市道大林線、市道やまびこ線、市道戸谷線、
市道縦壁線、市道鷺見上野線、市道二反田線、市道岩高支線、
市道新羽根本線、市道野倉線、市道七曲線、市道西切線
：平成16年3月1日」
「市道城山線：平成18年3月24日」
「市道円空歩道橋：平成22年3月（予定）」
・広域農道：事業採択を平成6年6月23日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成7年3月29日に確定している。
・林道：森林法による長良川地域森林計画（平成18年4月1日樹立）にすべての路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（郡上市） 郡上市
- ・広域農道（郡上市） 岐阜県
- ・林道（郡上市、関市板取地区、関市洞戸地区） 岐阜県、関市、郡上市

[事業期間]

- ・市道（平成22～26年度）、広域農道（平成22～26年度）、林道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 7.3km、広域農道2.9km、林道13.7km
- ・総事業費 5,506,474千円（うち交付金2,748,402千円）
(内訳)
市道 396,300千円（うち交付金 198,150千円）
広域農道 2,625,000千円（うち交付金1,312,500千円）
林道 2,485,174千円（うち交付金1,237,752千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人と自然が調和した交流文化のまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。
(事業主体：森林組合等)
- ②間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。（事業主体：郡上市、森林組合等）

③地域活力基盤創造交付金を活用し、市道生屋区内1号線及び市道郵便坂線等の改築やバイパスの整備を促進する。(郡上市)

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、岐阜県、関市、郡上市が連携して達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

添付資料の一覧

(添付資料1) 地域再生計画の区域図

(添付資料2) 地域再生計画の工程表

(添付資料3) 道整備交付金による施設整備の整備箇所

(添付資料3の付表) 道整備交付金による施設整備の整備箇所一覧表

(添付資料4) 地域再生計画のイメージ